

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和7年度の保険料等について

7月に保険料額をお知らせします

令和7年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

◆保険料の計算方法

均 等 割
【1人当たりの額】
52,953円

+

所 得 割
【本人の所得に応じた額】
(令和6年中の所得-最大43万円)
×11.79%

=

1年間の保険料
【限度額80万円】
(100円未満切り捨て)

- 1年間の保険料の上限額は80万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 所得の少ない人は、世帯主（被保険者以外の場合を含む）と同じ世帯の被保険者全員の所得に応じて保険料が軽減されます。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）

ただし、次の(1)~(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)年度途中で新たに制度に加入された方または制度加入中に他市町村から転入された方

※ご注意※

国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、金融機関での手続きが必要です。

問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）

住民保険課 国保・高齢者医療係（直通 ☎74-0844）まで。

歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール

このコンクールは、毎年「歯と口の健康週間（6/4～6/10）」に合わせて実施しています。町内の多くの小学生のみなさんが一生懸命取り組んでくれており、今年で40回目の開催となりました。今年度は737点の応募があり、入選作品等111点は、6月4日から11日まで中標津町総合文化会館に展示しました。その中から上位3賞に選ばれた作品をご紹介します。



町長賞

中標津小学校 1年生
くぼやま ちな
久保山 椿菜さん



教育長賞

丸山小学校 4年生
にわ かな
丹羽 菜奈さん



歯学会賞

丸山小学校 6年生
しみず ほのか
清水 萌楓さん

問い合わせは、中標津町保健センター（☎72-2733）まで。